

## BPA指導施設・実施医・指導医

### 【指導施設基準】

- 肺動脈性肺高血圧症（PAH）、慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）の診療経験が過去5年間で30例以上（うち少なくとも5例でCTEPH）であること。また、左心疾患に伴う肺高血圧症を除く。
- 下記基準をみたす実施医または指導医がいること。
- PCI、EVT（下肢・腎動脈など）、SHDを含めたカテーテルインターベンション治療（BPAは含まない）を年間200例以上、実施していること。
- 心臓外科による開心術を年間30例以上、実施していること。
- 経験のあるPEA実施医または実施施設との密接な連携が構築されていること。

### 【施設更新基準】

- 慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）のBPA対象となる新規患者が3年間で30例以上であること。
- 実施医・指導医がいること。
- 原則全例レジストリ登録すること。

### 【実施医】

- 指導医のもとに術者として50セッションのBPAを実施すること。

### 更新について

- BPA第1術者として（1セッションで術者1名）3年間で150セッション以上のBPAを実施していること。

### 【指導医】

- 指導医は実施医でなくてはならない。
- BPA第1術者として（1セッションで術者1名）通算500セッション（内、指導的助手として150セッションを含む）以上の手術経験があること。

### 更新について

- BPA第1術者として、3年間で300セッション以上のBPAを実施していること。

その他：重症CTEPH症例（人工呼吸器またはPCPS管理）で指導施設への搬送が不可能な場合、指導医が出張し、手術を行なうことができる。

【2015.7.19作成】

【2016.9.25訂正】

【2018.2.12訂正】

【2020.6.26訂正】